

身体的拘束最小化に向けた取組について

1. 身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、基本的人権や人間の尊厳を侵害するものであり、患者さんの生活の質を損ない、身体機能が低下するなど、様々な弊害をもたらす場合があります。

当院は、患者さんの人権を尊重し、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束を行わないよう努めます。

しかし、必要な医療の実施や継続、及び患者さんの安全確保のために、やむを得ず身体的拘束を行わせて頂くことがあります。その際は、身体的拘束を最小化するよう心がけてまいります。

1) 身体的拘束とは

抑制帯等にて、患者さんの身体または衣類に触れる何らかの用具を使用し、一時的に患者さんの身体を拘束し、その運動を抑制する行動制限です。

(ミトン・抑制帯・Y字型抑制帯・体幹安全ベルト・介護衣・4本柵などの行動制限)

2. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

1) 身体的拘束の3要件

身体的拘束を行う場合は、次の3要件を全て満たした場合に限ります。

- ① 切迫性：患者さん本人や他の患者さん等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること
- ② 非代替性：身体的拘束を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性：身体的拘束が一時的なものであること

2) 手順

患者さんの生命または身体の保護をするための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

- ① 緊急やむを得ず身体的拘束をせざるを得ない状態であるかを、医師や看護師など多職種の職員で話し合います。その結果、必要であると判断した場合、医師は身体的拘束の指示を行います。
- ② 医師は同意書を作成し、事前に患者さんやご家族等に説明し、同意を得て身体的拘束を開始します。ただし、直ちに身体的拘束を要する切迫した状況で、事前に同意を得ることが困難な場合は、身体的拘束実施後ご家族に説明し、同意を得ることもあります。

令和7年6月

社会医療法人福西会 福西会南病院